

令和9年度税制改正要望について

2026年9月4日

経済産業省 企業行動課

能村 幸輝

本日の内容

1. 日本成長戦略について

2. 令和9年度税制改正に関する経済産業省要望のポイント

3. 令和9年度税制改正に関する経済産業省要望の概要

4. その他の関連論点

「日本列島を、強く豊かに。」 ～「責任ある積極財政」の下での日本成長戦略の実行～

緊縮志向と未来への投資不足を断ち切り、技術の社会実装・新たな市場獲得の挑戦を全力で後押しすることで、長きにわたり低迷してきた我が国の「潜在成長率」を高め、税率を上げずとも税収が自然増に向かう「強い経済」を目指す。

「強い経済」実現に向けた徹底的な政策実行

経済成長の起爆剤

<日本成長戦略>

全国の投資を支える基盤

官民投資ロードマップ 2040年度までに370兆円超の官民投資

17の戦略分野における62の主要な製品・技術等について、官民投資ロードマップを策定

- ・**フィジカルAI・半導体**：国産マルチモーダル基盤の構築等により、**80兆円の官民投資**を引き出す
- ・**コンテンツ**：官民の叡智を結集する支援体制により、**年20兆円の海外売り上げ**を実現 等

分野横断的課題 課題解決により日本全国で投資が拡大

8つの分野横断課題の解決に向けた措置

- ・産業競争力強化に貢献する**中核大学群への支援**
- ・**スタートアップ総力創出パッケージ**
- ・**成長投資金融戦略**
- ・**競争的研究費の充実・強化**
- ・**リスクリング支援の強化**
- ・**中堅・中小企業の稼ぐ力戦略** 等

戦略投資を地域に波及

<地域未来戦略>

大小の産業クラスターの戦略的形成

① 戦略産業クラスター計画：

17の戦略分野に関連する大規模投資を起点とした産業クラスターの形成

② 地域産業クラスター計画：

都道府県が主体となって形成する産業クラスター

③ 地場産業成長プラン：

地域資源を活用した多様な産業の発展

官民連携の徹底的な強化（「投資牽引型経済」へのマインドセット転換、「広域官民連携の推進」への機運醸成など）

⇒ 国内民間設備投資額 2040年度に250兆円

政策実現に向けた予算編成の抜本改革：『「強く豊かな日本」投資枠』の創設

成長投資に徹底てこ入れ：

「日本成長戦略」や「地域未来戦略」などを踏まえ、「国内民間設備投資」や「潜在成長率」を大きく引き上げる効果の高い措置を対象とする

要求上限の撤廃：

真に効果的な投資支援策を、予見可能性を持って取り込めるよう、「シーリング」を設けることなく、事項要求も含めて必要額を適切に要求

複数年の予算措置：

民間の予見可能性を高めるため、複数年の計画に基づく予算措置を基本

※予算措置は原則3年以内とする現行ルールの不適用など基金ルールを見直し

財政の持続可能性：

「政府債務残高対GDP比」を安定的に引き下げて行く中でも可能となる財政規模を精査
経済安保上、特に重要な分野は、特別会計で別枠管理

✓ さらに、補正予算は緊要性の高いものに限定し、**恒常的施策は原則、当初予算で措置**することで、**予見可能性を高める**

「強い経済」の絵姿として、「日本成長戦略」や「地域未来戦略」などの施策についての経済効果の「試算」を実施

名目GDP：2040年度に1,100兆円に迫る

➡ 果敢に成長戦略を実行することで、「経済成長」を実現し、同時に「財政の持続可能性」、「市場の信認確保」を実現

日本成長戦略の基本的考え方

- 我が国に圧倒的に足りない国内投資を徹底的にてこ入れする。「危機管理投資」「成長投資」により、世界共通の課題解決に資する製品等を開発し、国内外に提供することで、日本の成長につなげる。
- これにより、安全と安心を確保し、所得を増やし、消費マインドを改善し、事業収益が上がり、税収が自然増に向かう「強い経済」の好循環を実現する。

国内の様々なリスクを最小化する「危機管理投資」、先端技術を開花させる「成長投資」といった官民の戦略的な国内投資を加速化

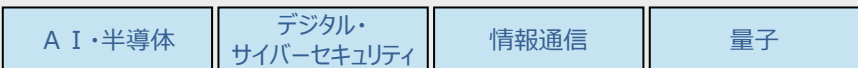
17の戦略分野

自律性・不可欠性を起点とした成長

- 経済安全保障、食料安全保障、エネルギー・資源安全保障、健康医療安全保障、国土強靱化対策、サイバーセキュリティなどの様々なリスクに対する「危機管理投資」により、「自律性」・「不可欠性」を有する製品・技術等を強化し、国内外へ提供することで、成長につなげる。

イノベーションを通じた成長

- 我が国が強みを有する先端技術等への「成長投資」により、国内における早期の社会実装、海外市場への展開を実現し、成長につなげる。



成長の加速装置となるAIトランスフォーメーション(AI)による高付加価値化

- 豊富な現場データとものづくりの基盤等の日本の強みを活かすフィジカルAIの構築を軸に、無人化・省力化のみならず全産業の高度化を進め、人口減少下でも高付加価値を生む。

持続的な成長のための時間軸を意識した複線的投資

- 時間軸を意識し、足下の収益源、次の稼ぎ頭、未来に向けた成長の芽に複線的にアプローチする官民投資を通じて、持続的な成長を実現する。

〔17の戦略分野から洗い出された課題〕

複数年度投資可能な
予見可能性の確保

成長投資に向けた
企業経営改革

デュアルユースも含めた
サプライチェーン
強靱化・国際連携

スタートアップ
技術の取り込み・
イノベーション促進

リスクマネー
の供給

現場・専門人材
の確保

地方経済への
波及

安全なサイバー空間
の確保

17の戦略分野の国内投資を実現するための課題に対応し、
17分野で先行する投資を日本全国に拡大する環境を整備

分野横断的課題

官民双方の行動変容による国内投資推進のための基盤整備
グローバル産業の競争力強化 × ローカル産業の生産性向上

新技術立国・競争力強化

イノベーション力強化

スタートアップ

成長投資を可能とするリスクマネー供給強化

金融

人材の確保・育成

人材育成

労働市場改革

家事等の負担軽減

投資と賃上げの好循環創出

賃上げ環境整備

事業活動の持続性向上

サイバーセキュリティ

大胆な投資促進税制の創設

(法人税・所得税・法人住民税・事業税)

新設

- 国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、高付加価値化のための**大胆な設備投資を促進する税制（建物を含む即時償却や税額控除7%等）を創設**する。

概要

対象業種

原則全ての業種を対象

対象資産要件

- 生産等に必要な設備等（機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフトウェア）**
- 投資下限額：35億円以上（中小企業者等については5億円以上）** ※投資計画期間中の総額
- ROI水準：15%以上**

措置内容

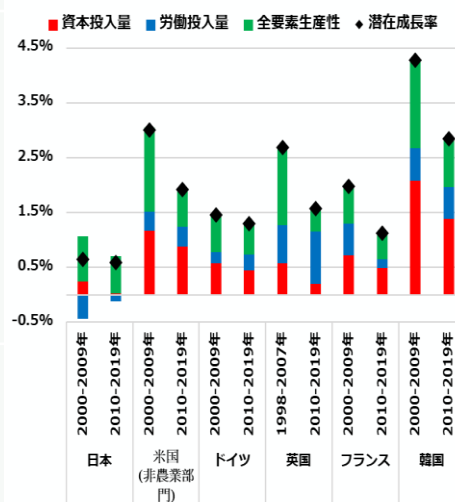
- 即時償却または税額控除7%（建物、建物附属設備及び構築物は税額控除4%）**
 - 控除上限：法人税額の20%
- 事業環境の急激な変化による影響への対応（繰越税額控除）**
 - 予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、法律に基づく認定を受けた事業者については、**繰越税額控除（3年間）が可能。**

措置期間

令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき、法律に基づく確認を受けた者が、**その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象。**

2030年度135兆円、2040年度200兆円の官民目標実現に向け、国内投資を拡大。（2024年度は106兆円）

潜在成長率の各項目寄与度の比較



各国の投資促進策の動向

日本



- 大胆な投資促進税制を創設。**

米国



- 2025年7月に成立したOBDD法において、米国内での設備投資に対して**即時償却措置を恒久化しつつ、その対象に建物を追加（建物は時限措置）。**

ドイツ



- 2025年7月に成立した減税法において、**設備投資償却率を最大30%に引き上げつつ、2028年より法人税率を1%ずつ5年間引き下げ予定（実施後は24.9%）**

新たな設備投資税制への期待

※経産省から企業へのヒアリングより抜粋
＜海外投資→国内投資＞

- 電子部品製造
「海外立地か国内立地かの判断に**必要不可欠**」
- 自動車
「関税の逆境下での国内投資の維持・拡大に**極めて有効**」

＜投資規模小→投資拡大・実現＞

- 造船
「回収に長期を有する**大規模投資の判断が可能**」
- 半導体部品
「短期の投資サイクル競争の中での**生き残りの支えになる**」
- コンテンツ
「高い措置率の税額控除により、**投資収益率が改善し、投資が可能**」

研究開発税制の延長及び拡充（所得税・法人税・法人住民税）

- 「強い経済」を実現するためには、中長期的に企業の研究開発投資の増加を促し、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保する必要がある。
- このため、計画認定制度に基づき、AI・量子・バイオ等の我が国の戦略技術領域について、①事業者自らの研究開発を促進する「戦略技術領域型(控除率40%)」、②そのうち、特に高い研究力等を持つ認定研究拠点とのオープンイノベーションを促進する「大学拠点等強化類型(控除率50%)」を創設するとともに、③「戦略技術領域型」（「大学拠点等強化類型」を含む）に対する「繰越税額控除制度(3年間)」を創設する。また、研究開発投資をより促し、足元の物価上昇への対応なども含めた見直しを行った上で、時限措置の適用期限を3年間延長する。

改正概要

① 戦略技術領域に係る研究開発への重点化（令和9年度～【予定】）

1. 「戦略技術領域型」の創設（1. 2. 併せて控除上限別枠10%）
事業者が自ら実施する戦略技術領域の研究開発に40%の控除率を措置
2. 「大学拠点等強化類型」の創設
事業者と特に高い研究力等を持つ認定研究拠点とのオープンイノベーションに50%の控除率を措置
3. 「繰越税額控除制度」の創設
予見可能性の向上や国際的な競争力確保の観点から、戦略技術領域型、大学拠点等強化類型について、3年間の繰越控除を措置

<戦略技術領域>：以下の領域における特に早期の企業化が期待される技術

- ① AI・先端ロボット ② 量子 ③ 半導体・通信
- ④ バイオ・ヘルスケア ⑤ フュージョンエネルギー ⑥ 宇宙

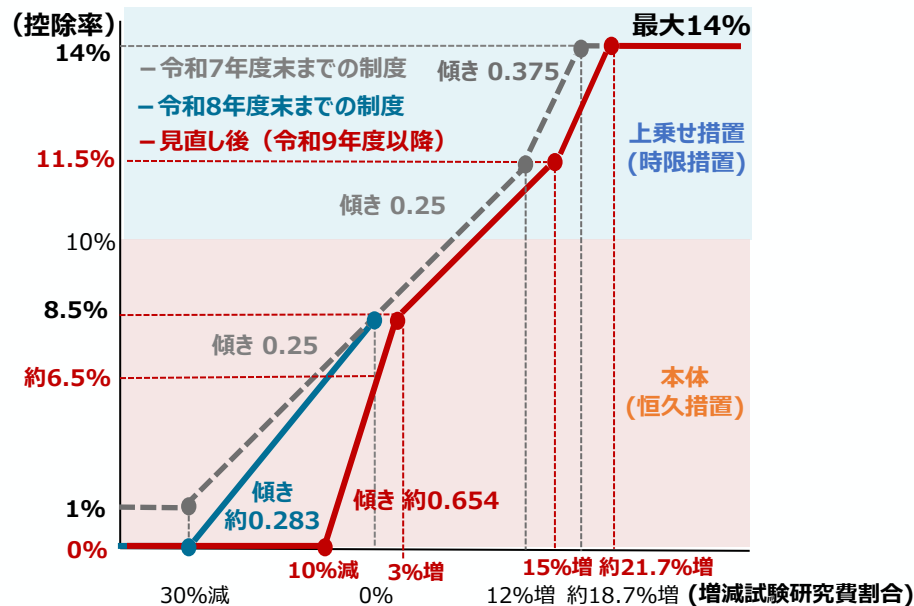
② オープンイノベーション型の見直し（令和8年度～）

<オープンイノベーション型>

- 経済産業大臣の指定を受けた大学等との共同・委託研究について、第三者による監査を不要とする合理化
- 高度研究人材の定義を拡充※、研究テーマの公募要件を緩和
※博士号取得後5年未満かつ採用後5年以内の者を追加

③ 研究開発投資をより促すため等の見直し

1. 研究開発投資をより促し、足元の物価上昇への対応



2. 国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化（令和8年度から）
海外への委託研究費について、新医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験に係るものを除き、令和8年度70%、令和9年度60%、令和10年度以降50%、と段階的に見直し

食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し(所得税・個人住民税)

拡充

- 一定の要件の下、企業が従業員に支給する食事を給与として課税しない食事支給に係る所得税非課税限度額について、前回の見直しである1984年から物価上昇が継続していることや従業員の平均的なランチ代等も踏まえ、月額7,500円(税抜)に引き上げる。

改正概要

現行制度

企業が従業員に支給する食事のうち、
従業員が**食事価額の50%以上**を負担
かつ
企業負担額が**月額3,500円以下**
企業負担額を従業員の所得税計算上非課税



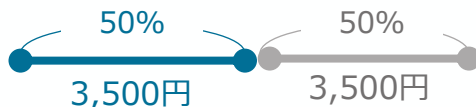
令和8年度税制改正

企業が従業員に支給する食事のうち、
従業員が**食事価額の50%以上**を負担
かつ
企業負担額が**月額7,500円以下**
企業負担額を従業員の所得税計算上非課税

物価上昇や適用実態を踏まえ、非課税限度額を引上げ

【会社負担と従業員負担を折半する場合の適用イメージ】

会社負担 : 3,500円
従業員負担 : 3,500円



会社負担 : **7,500円**
従業員負担 : **7,500円**



所得税非課税の範囲で
支給できる額が増加

骨太における公定価格・閾値に関する記載について

経済財政運営と改革の基本方針2026
(2026年7月21日閣議決定)

(経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換)

「責任ある積極財政」の下、デフレ・低成長時代の一律抑制型の予算編成から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へ転換する。このため、令和8年度当初予算¹¹⁴から実現した経済・物価動向等の的確な反映を更に進めるなど、必要な財政需要に確実に対応する。

その際、官公需における適切な価格転嫁を徹底するとともに、医療・介護・保育・福祉等の公定価格について、現場の人材確保、経営の安定、サービスの質の確保に必要な対応を進める。あわせて、予算・税制における各種基準額や閾値について、物価・賃金上昇や経済社会の変化を踏まえ、必要な点検・見直しを進める。

(略)

租税特別措置や補助金等の点検・見直し¹¹⁵を進め、施策の優先順位を洗い直し、大胆に重点化する。危機管理投資・成長投資を強化するとともに、予算編成プロセスにおいて、成長への寄与、民間投資の誘発効果等を精査し、我が国の予算を成長力強化に資するものに変革していく。

¹¹⁴ 令和8年度地方財政計画を含む。

¹¹⁵ 見直しに当たっては、各府省庁は自己点検を反映して概算要求を行うとともに、見直し内容を予算編成プロセスにおいて精査した上で、具体化する。

日本成長戦略

P41-42 Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

1. 新技術立国・競争力強化

(2) 対応の方向性

大胆投資税制
ベストオーナー

③講ずるべき施策パッケージ

ii) 「責任ある積極財政」を通じた「危機管理投資」・「成長投資」の推進

「危機管理投資」・「成長投資」の推進に向けて、Ⅳ. 1. 及び3. に記載の『「強く豊かな日本」投資枠』を創設する。

令和8年度税制改正において新設した大胆な投資促進税制について、周知・広報を通じて活用を促し、国内における高付加価値な設備投資を促進する。

3. (2) ③ ii) に記載の改訂「コーポレートガバナンス・コード」と一体的に策定された、中長期的な企業価値向上のための実務指針となる「成長投資ガイダンス」を普及し、企業の成長投資の質・量の向上や、成長ステージ等に応じた成長投資と株主還元の適切なバランスの確保、ベストオーナー原則に基づく事業ポートフォリオ転換といった取組を促すとともに、非事業用資産等の成長投資への活用や、事業者間連携を促進する環境整備を進める。

また、機関設計の見直し等の株式会社の選択肢拡大や、株主提案権の要件見直しを始め、諸外国とのイコールフットディングを図り、迅速果敢な企業経営に資する会社法の改正について、2026年度中を目途に結論を得る。

日本成長戦略

P52 Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

4. 人材育成

(1) 現状と課題

人材育成

国力の基盤となるのは人材力である。**人口減少やAXの進展の中、不確実で非連続な変化が起こり得る未来に対応できる人材の育成**が求められている。特に、AX時代の産業構造の変化に伴い、2040年にかけて、理工・デジタル系人材や現場人材の不足など人材需要の大きな変化が見込まれる中、文理が分断され理系が少ない現在の学びの構造のままでは、将来の人材需要とのミスマッチが生じる懸念がある。また、人口減少と大都市圏への流出により、地方では医療・介護・福祉、産業、インフラの維持に不可欠な人材が不足することが懸念され、地域ごとの人材需給ギャップの状況等も踏まえ、地域を支える必要な人材を確保していくことが必要である。

P53 Ⅲ. 8つの分野横断的な課題の解決

4. 人材育成

(2) 対応の方向性

人材育成

①対応の方向性

17の戦略分野の課題やAX時代における人材需要の構造的変化なども踏まえ、**一人一人の意思に基づき能力やスキルを最大限伸ばし、予測困難な時代においても変化を構想し、機動的に対応できる人材を育成**することが重要である。

そのため、「高校から大学・大学院等を通した人材育成システム改革ビジョン」を踏まえ、関係省庁で連携し、教育機関が産業界とも協働しつつ**「イノベーション」を興すことのできる人材や「現場」を支える人材を戦略的に育成する取組を強力に推進**する。

本日の内容

1. 日本成長戦略について

2. 令和9年度税制改正に関する経済産業省要望のポイント

3. 令和9年度税制改正に関する経済産業省要望の概要

4. その他の関連論点

令和9年度税制改正に関する経済産業省要望のポイント

基本的な状況認識と対応の方向性

1. 「強い経済」の実現に向けて徹底的な政策実行をすべく、令和8年度税制改正で創設した「大胆な投資促進税制」の積極的な活用（7/31から申請受付開始）を始め、成長投資を税制面でも強力に後押しし、2040年度国内設備投資額250兆円の実現を目指す。
2. 特に、労働供給制約社会においては、「賃上げ」は生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化政策」そのものであり成長戦略の起点。経済の供給力を強化し、「稼ぐ力」と「賃上げ」の好循環を実現するべく、急激な事業環境変化に直面する中小企業の「稼ぐ力」の強化に向けて、今後5年間を重点期間と位置づけ、税制での取組を強化する。
3. その際、複数年にわたる投資の予見可能性を一層高めるとともに、租税特別措置の政策効果についての点検結果も適切に反映していく。

1. 「強い経済」の実現に向けた成長投資の促進

（1）中小企業の「稼ぐ力」強化

① 事業承継税制の抜本見直し

- ・ 令和8年度与党税制改正大綱の記載（適用期限到来後のあり方については、世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念に加えて、本措置の適用状況や課税の公平性等の観点も踏まえて多角的な検討を行い、令和9年度税制改正において結論を得る。）を踏まえつつ、事業承継を契機に「稼ぐ力」強化に取り組む中小企業等を後押しする措置へ抜本的に見直し・強化を行う。

② 中小企業向け賃上げ促進税制の拡充等

- ・ 労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配政策ではなく、人材を惹き付け、生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化政策」そのものであり、成長戦略の起点である。このため、今後5年間を重点期間と位置づけ、積極的に賃上げを行う中小企業・小規模事業者を後押しするため、一人当たりの賃金の増加につながるよう「全雇用者の給与総額」や賃上げ水準の要件等について抜本的に見直し、強化を行う。

③ 中小企業経営強化税制の拡充等

- ・ 企業の生産性向上投資を促す中小企業経営強化税制を、成長志向の企業の更なる創出に向けて、中小企業の「稼ぐ力」を高めるべく、メリハリをつけ、インセンティブの強化を行う。

④ 中小企業軽減税率、中小企業投資促進税制の延長等

- ・ 現状維持ではなく、攻めの成長投資を進める「強い中小企業」への変容を促すべく、中小企業の更なる設備投資の促進や財務基盤を支える中小企業軽減税率及び中小企業投資促進税制について、政策効果を高める観点から見直しを行った上で延長する。

令和9年度税制改正に関する経済産業省要望のポイント

(2) 分野横断的課題への対応

① 事業ポートフォリオ転換・強化促進税制の創設

- AX、GXをはじめとした技術革新や経済安全保障の重要性の高まりなど、事業環境が激変する中で、我が国の経済成長に向けて、企業が**事業ポートフォリオを強化し、成長投資を通じて、「価値創造」事業を拡大**させることが必要。事業ポートフォリオ転換・強化を後押しするため、**新たに税制を創設**する。

② 家事支援サービスやベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の所要の措置

- 子育てや介護等による離職やキャリアへの影響を防止し、多様な人材が能力を発揮できる環境整備を図ることによって、仕事と子育て・介護等の両立に資するため、**家事支援サービスやベビーシッターを含む認可外保育施設の利用に要する費用について、税制上の所要の措置**を講ずる。

③ 減価償却資産に係る取得価額基準等の見直し

- 減価償却資産取得時に、**①10万円未満の資産を取得時に全額損金算入、②10万円以上20万円未満の資産は3年均等で損金算入が可能**である制度等について、**足下の物価上昇等を踏まえた基準額の見直し**を行う。

※令和8年度税制改正で中小企業者等向け的全額損金算入を認める特例については基準額を引上げ（30→40万円）

④ 世界に伍するスタートアップエコシステムの形成に向けた措置の検討

- 国内外の優秀でスケールアップする能力の高い**起業家や投資家を我が国に惹き付け**、我が国を**世界に伍するスタートアップエコシステムとする**観点から、**必要な措置**を図る。

⑤ 企業による自社外も含めた人的投資を促進するための措置の検討

- 構造的な労働供給制約が厳しさを増す中、産業競争力の基盤である**人材を産業全体で確保していくことが重要**であることから、**サプライチェーン上の協力会社に対する人的投資など、企業による自社外も含めた人的投資を促進するための所要の措置について検討**する。

(3) 戦略分野等における国内投資の拡大

① 車体課税の抜本見直し

- カーボンニュートラルの実現にも積極的に貢献するものとすべく、保有時において**重量及びCO2排出量削減に資する環境性能に応じて負担を決定する公平・中立・簡素な制度とする**とともに、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、**中長期的な視点に立って検討**する。

② 次世代半導体の量産等の実現に向けた税制上の所要の措置

- 次世代半導体の本格的な量産等に向けて、**情報処理促進法に基づく選定事業者に対して行う現物出資を円滑に進めるため、当該現物出資に伴い発生する税負担の減免措置の創設等**を行う。

③ GX等の戦略分野国内生産促進税制の延長等

- 「日本成長戦略」やGXにおける「分野別投資戦略」に基づく、**各分野の投資促進の必要性を踏まえ、対象物資等を見直しの上、延長等**を行う。

令和9年度税制改正に関する経済産業省要望のポイント

2. 地域経済の活性化や中小企業の事業環境整備

① 地域における生活環境の維持に必要なサービスを確保するための特例措置の創設

- 産業競争力強化法の改正を踏まえて、地域住民の生活環境の維持に必要なサービスを供給するエッセンシャルサービス事業者に対して、持続的な事業継続等に資する取組を促進するための税制措置を創設する。

② 事業承継税制の抜本見直し【再掲】

③ 中小企業向け賃上げ促進税制の拡充等【再掲】

④ 中小企業経営強化税制の拡充等【再掲】

⑤ 中小企業投資促進税制、中小企業軽減税率の延長等【再掲】

⑥ 中小企業防災・減災投資促進税制の拡充等

- 近年、自然災害が頻発・激甚化する傾向が顕著であり、中小企業における防災・減災の強化による事業継続が一層重要性を増していることを踏まえ、中小企業防災・減災投資促進税制の拡充等を行う。

⑦ 生産性向上・賃上げに資する中小企業の設備投資の固定資産税の特例の拡充等

- 賃上げを行う中小企業を対象に、設備投資に伴う固定資産税を軽減する措置について、賃上げ水準の要件見直しを行った上で、赤字企業等も含めた中小企業における研究開発投資を後押しするために拡充を行う。

⑧ 中小企業事業再編投資損失準備金（中堅・中小グループ化税制）の延長等

- M&Aを通じた事業再構築・事業再編による企業の成長・発展の実現に向けて、中小企業事業再編投資損失準備金（中堅・中小グループ化税制）の適用期限を延長するとともに、更なる中堅・中小企業のM&Aを加速させるため、M&A実務の実態に即した手続きとなるよう、計画認定に係る所要の見直しを行う。

⑨ 交際費課税の特例の延長

- 中小企業の販路開拓・販売促進等に必要な交際費について、800万円まで全額損金算入を可能とする特例措置の適用期限の延長を行う。

3. GXの実現・エネルギーの安定供給に向けた基盤強化

① GX等の戦略分野国内生産促進税制の延長等【再掲】

② 車体課税の抜本見直し【再掲】

③ 電気・ガス供給業の収入金課税の見直し

- 小売全面自由化が進展し、経過措置料金規制が撤廃されるなど、自由化が一層進展するガス供給業及び電気供給業について、一般の事業との課税の公平性を確保するため、法人事業税の課税方式を他の事業と同様の課税方式に変更する。

4. 移り変わる国際課税制度への対応

① 外国子会社合算税制の見直し、国際課税制度への対応

- 国際課税環境の変化等を踏まえ、グローバル・ミニマム課税及び既存の類似措置である外国子会社合算税制について、海外展開を行う日本企業の負担軽減を図る観点等から、引き続き見直しを行う。

本日の内容

1. 日本成長戦略について
2. 令和9年度税制改正に関する経済産業省要望のポイント
- 3. 令和9年度税制改正に関する経済産業省要望の概要**
4. その他の関連論点

I . 「強い経済」の実現に向けた成長投資の促進

事業承継税制の抜本見直し（相続税・贈与税）

拡充等

- 事業承継税制の特例措置※は、事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロにする時限措置。
（※法人版：平成30年度抜本拡充、個人版：平成31年度新設）
- 本税制は10年間限定（令和9年末まで）の時限的な措置であり、令和8年度与党税制改正大綱の記載を踏まえつつ、あり方を見直す。具体的には、事業承継を契機に「稼ぐ力」強化に取り組む中小企業等を後押しする措置へ抜本的に見直し・強化を行う。

現行制度

法人版事業承継税制

	一般措置	特例措置 (時限措置)
猶予対象 株式数	総株式数の最大 2/3まで	上限なし
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 (令和9年12月31日まで) 令和9年9月末までの計画申請が 必要
猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%	贈与税・相続税ともに 100%
承継方法	複数株主から 1名の後継者に 承継可能	複数株主から 最大3名の後継者に承継可能
雇用確保 要件	承継後5年間 平均8割の雇用 維持が必要	未達成の場合でも 猶予継続可能に

個人版事業承継税制

	特例措置 (時限措置)
対象資産	事業を行うために必要な多様な事業用資産 ・土地・建物 （土地は400㎡、建物は800㎡まで） ・機械・器具備品 （例：工業機械、パワーショベル、診療機器等） ・車両・運搬具 ・生物（乳牛等、果樹等） ・無形償却資産（特許権等）等 
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (令和10年12月31日まで) 令和10年9月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税・相続税ともに 100%

要望内容

○事業承継を契機として経営改革を実現し、生産性向上等による「稼ぐ力」の強化に向けて主体的に取り組む中小企業・小規模事業者を後押しする措置へ、抜本的に見直し・強化する

中小企業向け賃上げ促進税制の拡充等（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

- 労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配政策ではなく、人材を惹き付け、生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化政策」そのものであり、成長戦略の起点である。
- これを踏まえ、5年間を重点期間と位置づけ、積極的に賃上げを行う中小企業・小規模事業者を後押しするため、抜本的な見直し・強化を行う。
- 現行制度では、賃上げを行ったものの従業員数の減少により給与等支給総額が増額とならなかった企業は税制適用を受けられない。今後、生産年齢人口の継続的な減少を見据え、こうした企業が制度の適用を受けられるようにするため、適用要件の基準を現行制度の「雇用者全体の給与等支給総額」から「従業員一人あたりの給与支給額」に見直す。
- 現行制度における賃上げ要件（給与等支給総額1.5%増加など）を見直し、より積極的な賃上げを後押しする。

現行制度

【適用期限：令和8年度末まで】

雇用者全体の給与等支給総額が
前年度比**1.5%以上増加**
⇒ 給与増加額の**15%を税額控除**

雇用者全体の給与等支給総額が
前年度比**2.5%以上増加**
⇒ 給与増加額の**30%を税額控除**

+

くるみん or
えるぼし二段階目以上
⇒ 税額控除率を**5%上乗せ**

※賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能

※控除上限は法人税額等の20%。また、税額控除の対象となる給与等支給総額は雇用保険の一般被保険者に限られない。

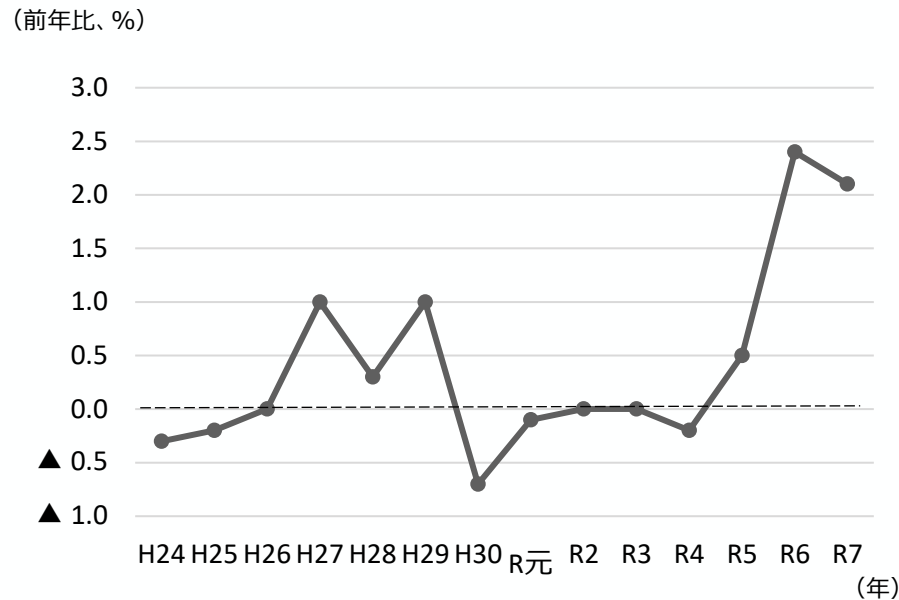
要望内容

- 適用期限を3年間延長する。（令和11年度末まで）
- 適用要件の基準を、現行制度の「雇用者全体の給与等支給総額」から「従業員一人あたりの給与支給額」にする。
- 現行制度の賃上げ要件（給与等支給総額1.5%増加など）を見直し、より積極的な賃上げを後押しする要件とする。

(参考) 中小企業の昨今の状況

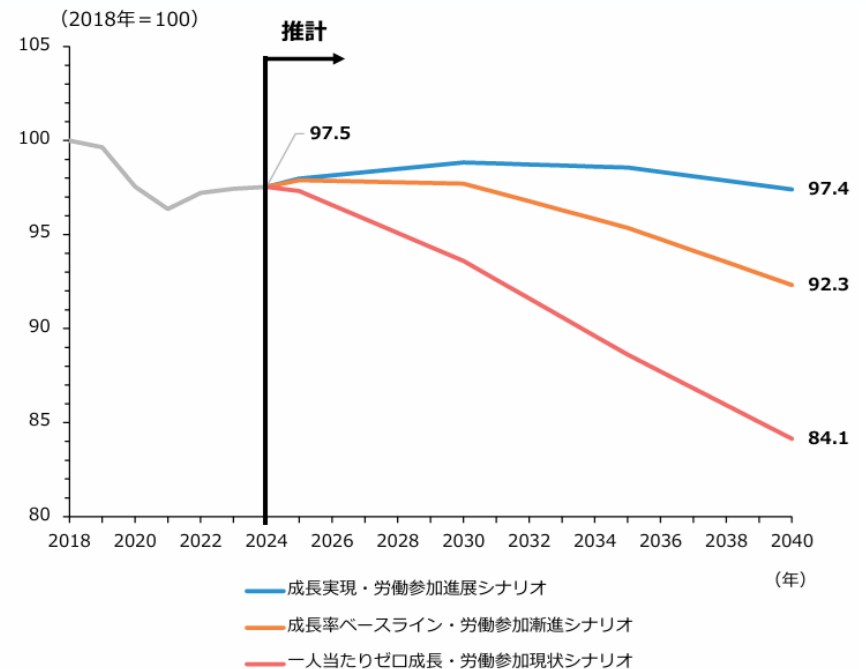
- 近年、賃上げ率は高い水準で推移しているものの、物価高の中においても持続的な賃上げを実現できるよう、引き続き賃上げの促進に取り組む必要がある。
- 中小企業における雇用者数は、将来的に減少していくことが見込まれており、賃金水準の変化を評価するにあたっては、「従業員一人あたりの給与支給額」によることが適切である。

現金給与総額の対前年増減率の推移



(注)従業員数 5～29人の企業の現金給与総額の対前年増減率の推移

中小企業における雇用者数の将来推計（対2018年比）



資料：総務省「労働力調査」再編加工

(注) 1. ここでの中小企業とは、従業者数99人以下の企業とする。

2. ここでの「雇用者」とは、役員を除く雇用者を指す。

3. 将来推計は、従業者数99人以下の企業における性別・年齢階級別の雇用者数の2024年の実績に、(独)労働政策研究・研修機構「2023年度版 労働力需給の推計—労働力需給モデルによるシミュレーション—」から、性別・年齢階級別の就業者数の推計値を乗じて算出している。なお、2025年、2030年、2035年、2040年の推計値を基に、中間年の値は線形補間により算出した参考値である。

中小企業経営強化税制の拡充等（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

拡充等

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を促進するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却及び税額控除（10%※）のいずれかの適用を認める措置。
- 幅広い成長志向型の企業の更なる創出に向けて、中小企業の「稼ぐ力」を高めるべく、企業の生産性向上投資を促す観点から、各類型の活用実績や対象設備の政策効果等を踏まえメリハリをつけた見直しを行い、インセンティブの強化を行う。**

※資本金3,000万円超の場合は7%

現行制度

【適用期限：令和8年度末まで】

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄 宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。 ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均7%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	工具（40万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		器具備品（40万円以上）	
経営規模拡大設備 (E類型)	● ROI水準：7%以上 ● 売上高成長率：10%以上 ● 売上高100億円超を目指すロードマップの作製 等		建物附属設備（60万円以上） ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る） ※E類型は建物及び建物付附属設備（1,000万円以上）	

※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除く。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどを除く。

※4 コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除く。

要望内容

○幅広い成長志向型の企業の更なる創出に向けて、政策効果を高める観点から、メリハリをつけた見直しを行い、インセンティブの強化を行ったうえで、延長する。

中小企業軽減税率の延長等（法人税・法人住民税）

- 中小企業者等の法人税率について、年800万円以下の所得金額について19%から15%に軽減されている（※）。※単年所得10億円超の中小企業者等の税率は、19%から17%に軽減。
- 財務基盤を支える本措置について、**政策効果を高める観点から見直しを行った上で延長する。**

現行制度

【適用期限：令和8年度末まで】

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている（本則）。
- 時限的な措置（租税特別措置）として、当該税率を単年所得10億円以下の中小法人においては、更に15%に軽減。

対象	本則税率		租特税率
大法人 (資本金 1 億円超の法人)	所得区分なし	23.2%	—
中小法人 (資本金 1 億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額 ※ 所得10億円以下の中小法人 の場合	<u>19%</u>	<u>15%</u>
	年800万円以下の所得金額 ※ 所得10億円超の中小法人 の場合	<u>19%</u>	<u>17%</u>

※過去3年平均で所得15億円超の中小企業は本措置の対象外。

※適用対象法人の範囲から、通算法人を除外する。

要望内容

- 政策効果を高める観点から見直しを行った上で延長する。

中小企業投資促進税制の延長等（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における設備投資を後押しするため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%※）又は特別償却（30%）の適用を認める措置。
- 中小企業の更なる設備投資を促進するため、政策効果を高める観点から見直しを行った上で延長する。

現行制度

【適用期限：令和8年度末まで】

対象者	- 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） - 従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	機械及び装置【1台160万円以上】
	測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台40万円以上かつ複数合計120万円以上】
	- 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く
	貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・ 内航船舶（取得価格の75%が対象）

要望内容

○政策効果を高める観点から見直しを行った上で延長する。

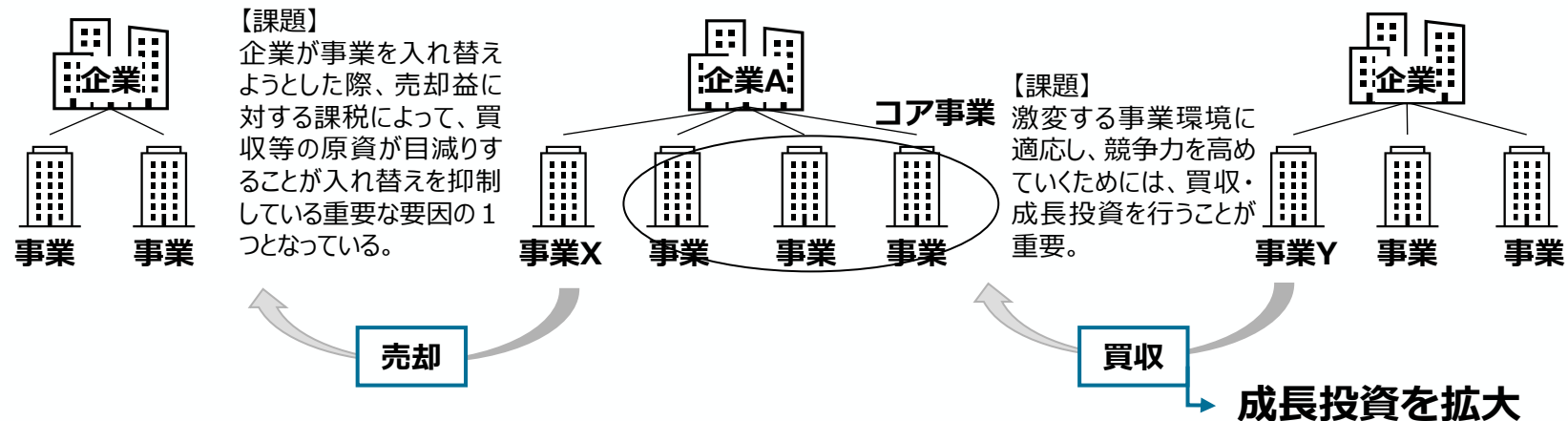
事業ポートフォリオ転換・強化促進税制の創設 (法人税)

- AX、GXをはじめとした技術革新や経済安全保障の重要性の高まりなど、事業環境が激変する中で、我が国の経済成長に向けて、企業が自社の事業ポートフォリオを強化し、成長投資を通じて、経済安全保障等を確保しつつ、「価値創造」事業を拡大させることが必要。投下資本の戦略的な再配分・拡大に向けた、事業ポートフォリオ転換・強化を後押しするため、新たに税制を創設する。

要望内容

□ 現行制度：企業が事業等売却する際、**売却益に課税発生** ※売却益は売却価格と簿価の差額

□ 要望内容：一定期間内に事業等の売却と買収を行う際の**売却益に対する課税繰延**



※課題

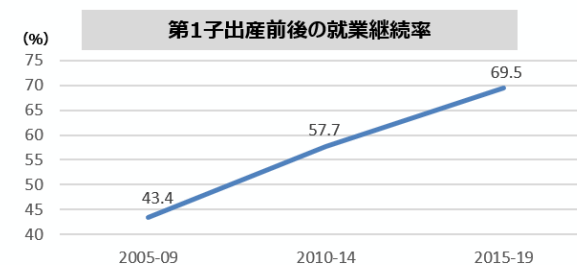
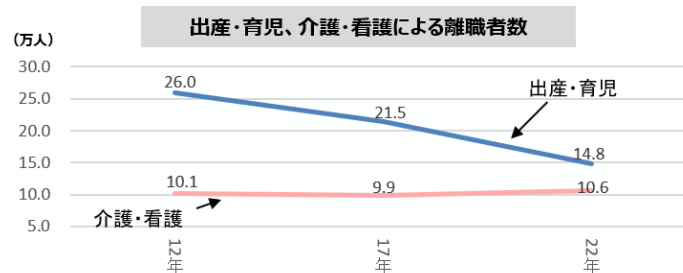
- 我が国の企業の投下資本のうち、資本コストを上回る価値を創造している部門に配分されている割合は、35%にとどまっており、戦略的な資本配分の見直しが必要。
 - また、経済安全保障の確保に向けて、我が国企業の競争力・技術基盤を強化していく必要がある。
- 改訂コーポレートガバナンスコードにおいて、企業は経営資源の配分（事業ポートフォリオの見直し等）に関する説明が求められており、成長投資ガイダンスでも実務的な対応について方向性を示している。

家事支援サービスやベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の所要の措置（所得税・個人住民税）

- 家事支援サービスやベビーシッターを含む認可外保育施設の利用に要する費用について、税制上の所要の措置を講ずる。

現行制度（現状認識）

- 子育てや介護等を行いながら働く方が増えている一方で、「出産・育児」による離職者は減少傾向にあるものの年間約15万人おり、「介護・看護」による離職者は年間約11万人と緩やかな増加傾向にある。また、第一子出産前後の女性の継続就業率は、上昇傾向にあるものの約70%となっている。
- 仕事と子育て・介護等との両立をサポートするための選択肢の1つとして、家事支援サービスやベビーシッターは社会的に認知されているが、潜在需要に対して、価格の高さや心理的抵抗感等により、利用は限定的である。
- 子育てや介護等による離職を防止し、全ての人がキャリアを諦めることなく希望に応じて能力を発揮できるよう、両立支援の一環として、こうしたサービスを安心して利用できる環境を整え、その普及促進に取り組むことが必要である。



要望内容

- 子育てや介護等による離職やキャリアへの影響を防止し、多様な人材が能力を発揮できる環境整備を図ることによって仕事と子育て・介護等の両立に資するため、家事支援サービスやベビーシッターを含む認可外保育施設の利用に要する費用について、税制上の所要の措置を講ずる。

減価償却資産に係る取得価額基準等の見直し

(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税・固定資産税)

- 減価償却資産に係る取得価額基準等について、足下の物価上昇等を踏まえた引上げを行う。

現行制度

【適用期限：なし】

償却資産の取得価額

税務処理の方法

①10万円未満（少額減価償却資産）

取得時に**全額損金算入**が可能

②20万円未満（一括償却資産）

取得価額が20万円未満の減価償却資産は、**一括して3年間で償却**が可能

**1998年以来見直しが行われておらず、
足下の物価上昇等を踏まえた見直しが必要**

※令和8年度税制改正で、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の基準額は30万円から40万円へ引上げ。

要望内容

- ①少額償却資産の取得価額基準（10万円未満）②一括償却資産の取得価額基準（20万円未満）等について、足下の物価上昇等を踏まえた引上げを行う。

世界に伍するスタートアップエコシステムの形成に向けた措置の検討

- 我が国を世界に伍するスタートアップエコシステムとするためには、スケールアップのための成長資金供給の強化が引き続き大きな課題であり、スタートアップがユニコーン級の規模に成長し、エグジットし、リターンを得た投資家の資金やその成功にひきつけられた資金が次なるスタートアップへの投資を生み出すような好循環を生み出すことが重要。
- 特に、国内外の優秀でスケールアップする能力の高い起業家や投資家を我が国に惹き付ける観点から、必要な措置を図る。

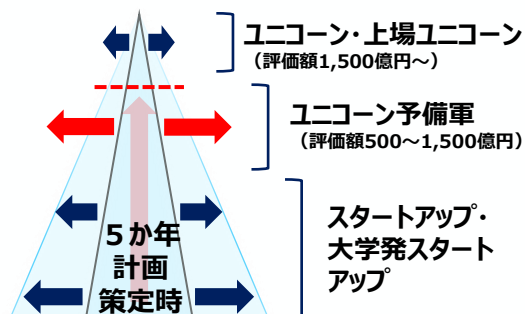
要望内容

国内外の優秀でスケールアップする能力の高い起業家や投資家を我が国に惹き付け、我が国を世界に伍するスタートアップエコシステムとする観点から、必要な措置を図る。

(スタートアップエコシステムの現状)

国内ユニコーン数

将来の目標：100社



	2021年		現在
ユニコーン	6	1.3倍	8
上場ユニコーン	18	1.8倍	33
ユニコーン予備軍	12	2.6倍	31
スタートアップ	約16,100	1.5倍	約25,000
大学発スタートアップ	3,305	1.5倍*	5,074

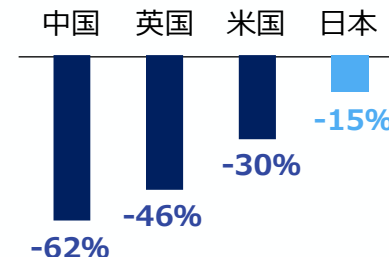
*2023年度から2024年度への増加分の約57%は東京都以外で創業

国内資金調達額

2027年度の目標：10兆円規模

2021年：8,876億円 → 2025年：7,613億円（速報値）

海外主要国が2021年比で大きく減少する中、相対的に減少幅は小さい。



企業による自社外も含めた人的投資を促進するための措置の検討

- 構造的な労働供給制約は厳しさを増し、また、AI・ロボット等の進展に伴う産業構造・就業構造の転換が加速度的に進む中で、一人ひとりに求められる技能等は急速に高度化・多様化しており、各社が自社のみでこうした変化に対応した人材育成・確保を行うことが困難な場合が生じている。
- そのため、個社による取組を超えて、産業全体で、量と質の両面において産業競争力の基盤である人材確保に係る取組を活性化し、生産性改善や技能者確保を推進することが重要。
- 一方、例えば、自社外への人的投資の税制上の扱いについて、判断に迷うケースがあること等の理由から、その投資拡大に踏み切れていないとの企業からの声もあるところ。
- こうした状況を踏まえ、サプライチェーン上の協力会社に対する人的投資など、企業による自社外も含めた人的投資を促進するための措置について検討が必要。

自社外への人材確保に係る取組例



<取組の一例>

- 研修・資格取得支援 : 協力会社の従業員が受講する研修費用や資格取得に係る費用を負担
- 研修施設の提供 : 自社施設の研修施設を活用して協力会社の従業員向けの研修を実施
- OJT・技術指導 : 協力会社に従業員を派遣して、現場指導等を実施

車体課税の抜本見直し（自動車重量税・自動車税・軽自動車税）

- 車体課税について、2050年カーボンニュートラルの実現にも積極的に貢献するものとするべく、保有時において重量及びCO2排出量削減に資する環境性能に応じて負担を決定する公平・中立・簡素な制度とするとともに、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

（１）カーボンニュートラルに資する保有時の課税のあり方の見直し

- カーボンニュートラルに積極的に貢献するため、保有時の課税について、重量及びCO2排出量削減に資する環境性能に応じた公平・中立・簡素な制度とする。

（２）「新たなモビリティ社会」を踏まえた見直し

- 自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえるとの考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から検討を行う。

(1) カーボンニュートラルに資する保有時の課税のあり方の見直し

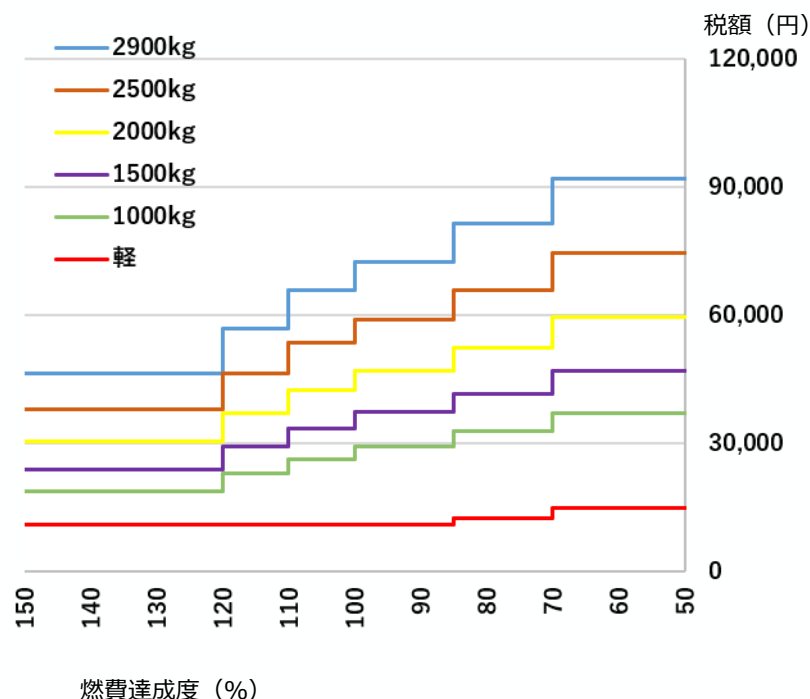
- カーボンニュートラルに積極的に貢献するため、保有時の課税について、重量及びCO2排出量削減に資する環境性能に応じた公平・中立・簡素な制度とする。

保有時の課税の概要 (自動車重量税・自動車税)

	自動車重量税	自動車税
課税標準	重量	排気量
税額	【重量 (0.5t/年)】 2,500円 (エコカー) 4,100円 (非エコカー) 5,700円 (13年経過車) 6,300円 (18年経過車)	【定額/年】 25,000円 (1,000cc以下) ~ 110,000円 (6,000cc超) ※EVには最低税率 25,000円が適用

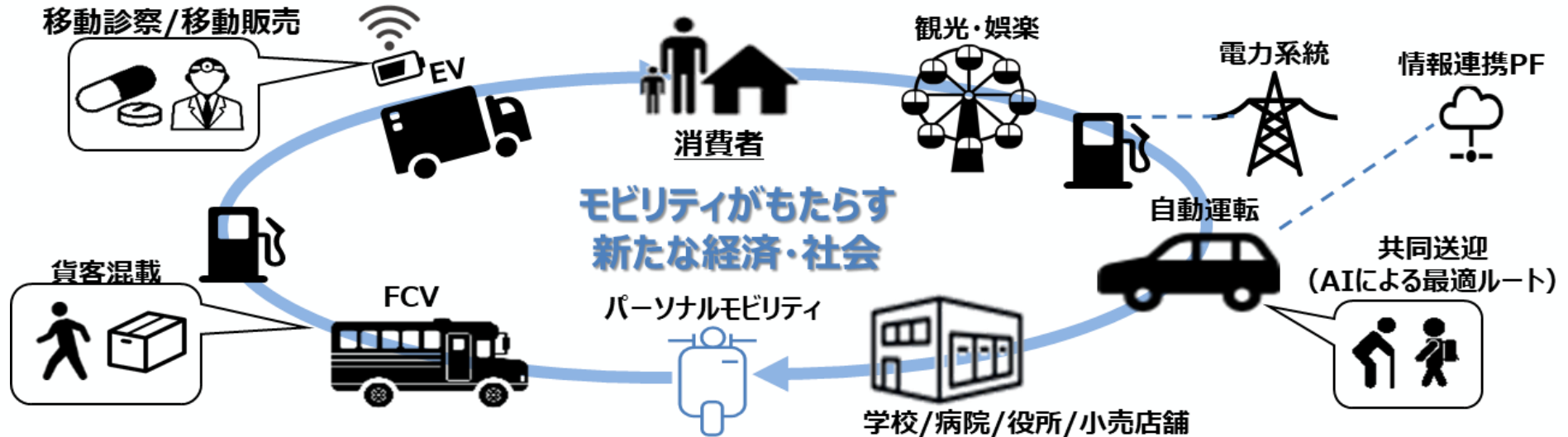
見直し後の税額イメージ

- 課税標準は多様なパワトレ間に適用できる重量に統一
- CO2排出量削減に資する環境性能の評価に応じた負担



(2) 「新たなモビリティ社会」の姿を踏まえた見直し

- データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえるとの考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から検討し、見直しを行う。
 - 「新たな社会」における変化の具体化（保有から利用への変化、モビリティによる受益者の広がり（MaaS、データ利活用等）、GX/DX技術の普及等）を踏まえた課税体系の見直し



(参考) 令和8年度税制改正大綱 (令和7年12月19日) (抜粋)

第一 令和8年度税制改正の基本的考え方

5. 自動車関係諸税の総合的な見直し

(1) 見直しに当たっての基本的考え方

自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、

- ① C A S E に代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通のニーズの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする
- ② わが国のマルチパスウェイ戦略の下で、多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする
また、わが国の自動車産業を取り巻く国際環境の変化を踏まえ、補助金等も活用しつつ、市場活性化や産業基盤の維持発展に配慮するとともに、電費改善等のイノベーションを促し、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする
- ③ 二酸化炭素排出量抑制により、脱炭素化に向けた取組みに積極的に貢献するものとする
- ④ 自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、使途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく
その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえる
との考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。

(2) 環境性能割の廃止

自動車税及び軽自動車税の環境性能割については、米国関税措置がわが国の自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和8年3月31日をもって廃止する。地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当する。

(3) 自動車税及び軽自動車税のあり方

令和10年度以後における自動車税及び軽自動車税のあり方については、その課税趣旨を踏まえつつ、自動車の重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担の仕組み等について検討し、令和9年度税制改正において結論を得る。その際、以下の点に留意するものとする。

- ① 地方公共団体における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業等に係る財源の将来に向けた安定的な確保
- ② 「2050年カーボンニュートラル」目標や2035年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を100%とすることを目指す政府目標など、脱炭素化等の環境対策に向けた取組みに対する積極的な貢献
- ③ 乗用車における多様な動力源（パワートレイン）の特性・普及状況等を踏まえた公平性の確保
- ④ 現行の自動車税及び軽自動車税におけるバス・トラック等や営業用自動車に対する課税のあり方との整合性
- ⑤ 自動車税及び軽自動車税を負担する自動車ユーザーの理解の増進
- ⑥ 課税庁である地方公共団体や関係機関の課税実務等への影響

(参考) 令和8年度税制改正大綱 (令和7年12月19日) (抜粋)

総排気量の値を有しない電気自動車（燃料電池自動車を含む。以下「(3)」において同じ。）の乗用車については、課税趣旨を踏まえた公平性の確保等の観点から、最低税率を一律に適用する現行の自動車税の取扱いを見直し、令和10年度以後に新車新規登録を受けた電気自動車の乗用車に対しては、車両重量に応じた課税方式を導入する。電気自動車の乗用車に対する具体的な税率等は、上記の自動車税及び軽自動車税のあり方の検討と併せて令和9年度税制改正において結論を得る。その際、当該税率の平均的な水準については、電気自動車が、相対的に高い財産的価値や道路損傷性を有する一方で、脱炭素化に向けた取組みに積極的に貢献する観点からは更なる普及が求められていること等を踏まえ、電気自動車以外の自動車における現行の平均税率と同水準とすることを基本とする。

自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例については、現行の措置を2年延長する。

(4) エコカー減税の見直し

自動車重量税のエコカー減税については、2030年の次世代自動車（電動車、クリーンディーゼル車等）に関する政府目標や2035年までに乗用車の新車販売に占める電動車の割合を100%とすることを目指す政府目標を踏まえ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、減免区分の基準となる燃費基準の達成度を引き上げた上で2年延長する。その際、令和9年5月の引上げに際しては、激変緩和措置を講ずることとする。

今後のエコカー減税の期限到来に当たっては、これまでの実施状況、今後期待される成果や制度の意義についての検証を行う。その際、エコカー減税が果たす政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、市場への配慮等の観点を踏まえることとする。

また、次のエコカー減税の期限到来に向けて、令和12年度燃費基準に基づく燃費基準の対象とされている電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、燃費値の表示に関する検討等を進めつつ、その結果も踏まえ、エコカー減税における燃費基準の達成度に応じた評価について引き続き検討し、結論を得る。

(5) 利用段階における負担の適正化に向けた課税

利用段階における異なる動力源（パワートレイン）間の税負担の公平性を早期に実現する観点から、技術面及び執行面においてより公平な課税・徴収が可能となるまでの間、道路への負荷等が重量に応じて大きくなることや自動車関係諸税全体の整合性も考慮し、自家用の乗用自動車（二輪の小型自動車を除く。）のうち電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、車両重量に応じた一定の負担を求めることとする。

具体的には、納税・徴収実務の簡素化のため、現行の自動車重量税の特例加算分として車検時に徴収することとし、以下を内容とする仕組みを令和9年度税制改正において法制化する。

- 自動車ユーザーへの周知期間や円滑な執行に向けた準備期間を確保するため、令和10年5月1日を施行日とし、同日以後に受ける車検から適用する。
- ガソリン車について燃料課税を前払いしていないこととの均衡や取得時の実質的な負担軽減等の観点から、新車の新規検査に係る分について本特例分の課税を免除する。既販車については、経過措置として、施行日以後最初に受ける継続車検に係る分について本特例分の課税を免除する。
- 具体的な税率については、異なる動力源間の税負担の公平性の観点から、ガソリン車についてユーザーが平均的に負担している揮発油税及び地方揮発油税の額を踏まえ、令和9年度税制改正において検討し、結論を得る。その際、重量と道路損傷との相関の度合を踏まえ、平均的な重量を超える電気自動車等には応分の負担を求める。他方、平均的な重量を下回る電気自動車等については、電気自動車等の普及との両立や、軽量化に向けた技術開発や自動車ユーザーによる選択を後押しする観点から、過度な負担とならないよう配慮する。プラグインハイブリッド自動車に係る税率については、揮発油税等を一定程度負担していることから、電気自動車に係る税率の2分の1を目安として設定する。
- 本特例分は、異なる動力源間の税負担の公平性を実現する趣旨で設けることを踏まえ、現行の自動車重量税のエコカー減税は、本特例分には適用しない。

営業用車両及びバス、トラック等の車両の取扱いについては、これらの車両が地域公共交通、物流等の分野において果たしている公共的な役割の重要性や、それを十分に考慮した営合格差等を検討し、令和9年度以降の税制改正において結論を得る。

燃料電池自動車及び天然ガス自動車に係る同様の負担のあり方については、今後、検討する。

(略)

次世代半導体の量産等の実現に向けた税制上の所要の措置

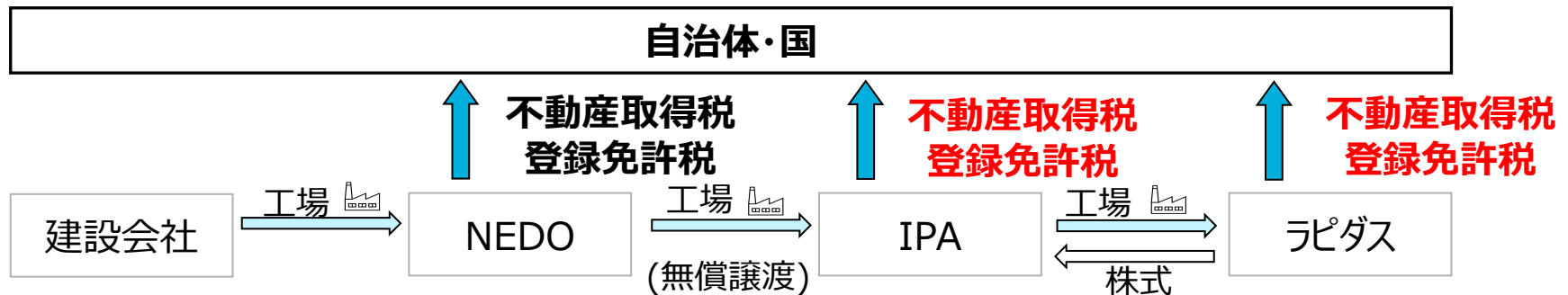
(登録免許税・事業税・不動産取得税)

- 令和7年度、情報処理促進法に基づき、次世代半導体の量産に取り組む選定事業者としてラピダス(株)を選定。
同社は令和9年度に次世代半導体の量産開始を目指す。
- 令和9年度に、量産に向け、ラピダスがNEDOからの研究開発委託で構築した工場について、情報処理促進法に基づき、①NEDOからIPAに無償譲渡を行ったのち、②IPAがラピダスに現物出資を行う方針。
- また、ラピダスは量産開始以降も事業本格展開のための設備投資を予定。引き続き出資等による資金調達が必要。
- ラピダス・プロジェクトは、あらゆる産業分野におけるAIトランスフォーメーションを実現するために不可欠な国策プロジェクトであることに鑑み、次世代半導体の量産等の実現に向け、税制上の所要の措置を講じる。

要望内容

- ①現物出資等により発生する税負担の減免措置を創設するとともに、②現行の出資等に係る税負担の軽減措置の延長を行う。

①現物出資の概要



②出資等に係る税制措置（現行制度） 【適用期限】登録免許税：令和9年度末、法人事業税：令和8年12月末

登録免許税（資本金）：政府・民間出資の資本金登記に係る登録免許税率を0.35%（通常の半分）とする。

法人事業税（資本割）：政府出資の1/2を資本割の課税標準から控除して、地方税率を乗ずる。

GX等の戦略分野国内生産促進税制の延長等 (法人税)

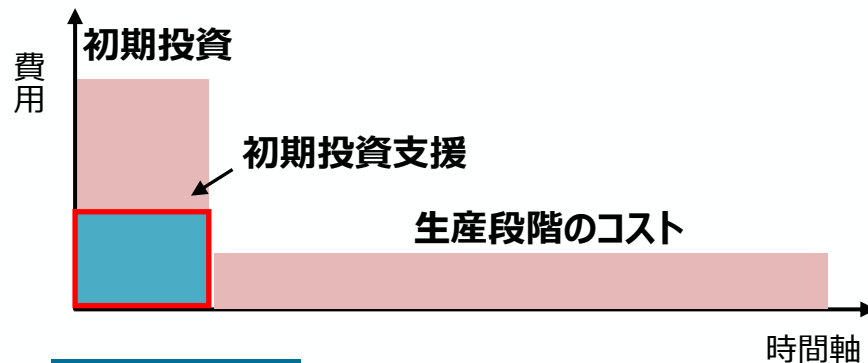
- GX等の戦略分野のうち、総事業費が大きく、特に生産段階でのコストが高いもの（現行の対象物資：電気自動車等、グリーンスチール、グリーンケミカル、持続可能な航空燃料（SAF）、半導体（マイコン・アナログ））について、生産・販売量に応じて税額控除措置を講ずる投資促進策。
- 「日本成長戦略」やGXにおける「分野別投資戦略」に基づく、各分野の投資促進の必要性を踏まえ、見直しの上、延長等を行う。

現行制度

【適用期限：2027年3月31日までにエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受け、その認定を受けた日から同日以後10年を経過する日まで】

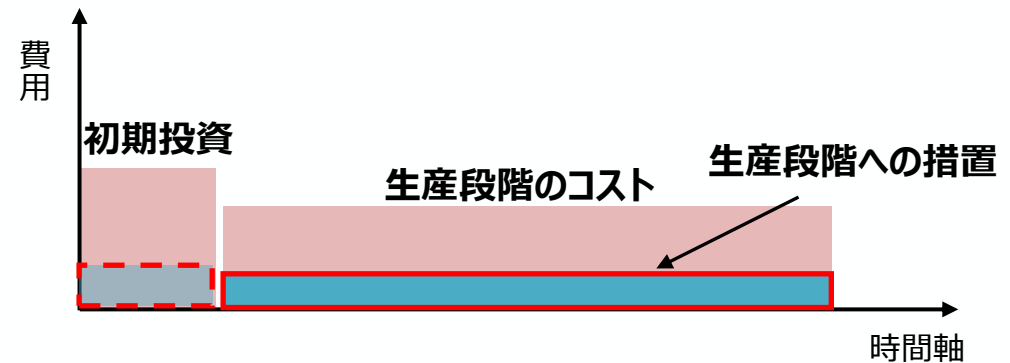
初期投資の割合が大きいもの

⇒ 初期投資支援が有効



生産段階のコストが大きいもの

⇒ 戦略分野国内生産促進税制を措置



要望内容

- 各分野の投資促進の必要性を踏まえ、対象物資等を見直しの上、延長等を行う。

Ⅱ． 地域経済の活性化や中小企業の事業環境整備

地域における生活環境の維持に必要なサービスを確保するための特例措置の創設（登録免許税・不動産取得税・固定資産税）

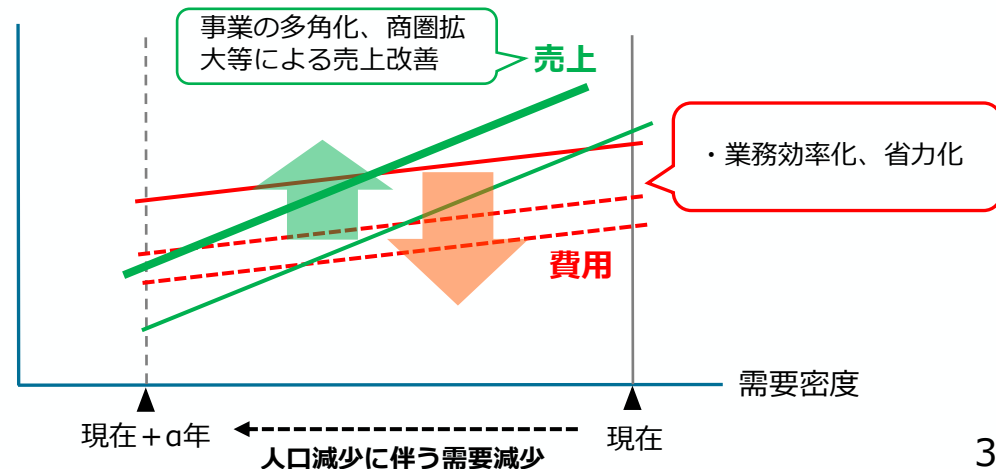
- 小売等の生活に必要な不可欠なサービス（いわゆる**エッセンシャルサービス（ES）**）は**経済全体の基盤**であり、その供給不足による生活環境の悪化が地域の経済活動・産業の担い手である生活者の喪失につながるおそれ。
- そのため、**今般の産業競争力強化法改正において、ESの持続性確保に向け事業運営の効率化（合理化、多角化、広域化）を図る認定計画に対して、金融支援等を講じる制度を創設。**
- 一方、**ES供給事業者は、今後見込まれる人口減少等による構造的な需要減少も見据え事業の採算性を確保する必要があり、当該認定制度の要件の一つである計画終了年度時の黒字化を図る上では、売上の改善とともに大幅な運営コストの削減を通じてキャッシュフローを確保し、投資回収の前倒しを進めることが重要。**
- については、**法律上の措置（金融支援等）に加え、初期負担（登録免許税、不動産取得税）及び継続的負担（固定資産税）の軽減措置を講じることで、ESの安定供給と持続性確保を促進する。**

要望内容

産業競争力強化法における生活維持物品役務需要減等事業適応計画に基づき、新会社の設立や資産の取得を行う認定事業者に対する税制措置を創設する。

ESの安定供給と持続性確保のイメージ

売上・費用



中小企業防災・減災投資促進税制の拡充等（所得税・法人税）

- 近年、自然災害が頻発・激甚化する傾向が顕著であり、中小企業における防災・減災の強化による事業継続が一層重要性を増している。
- 中小企業が自然災害等への事前の備えを行うことは重要であり、今後も中小企業による防災・減災に向けた設備投資の促進が必要であるため、適用期限を2年延長の上、対象設備の追加等を行う。

現行制度

【適用期限：令和8年度末まで】

- 適用対象者：令和9年3月31日までに「（連携）事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者
- 適用期間：（連携）事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までに、当該計画に記載された対象設備を取得等して事業の用に供すること。
- 支援措置：特別償却16%
- 対象設備：以下の通り

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (40万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等するものに限る）、防水シャッター等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

要望内容

- 適用期限を2年間延長する。（令和10年度末まで）
- 台風や大雨などによる災害が頻発・激甚化していることを踏まえ、防災・減災設備投資へのインセンティブ強化を図る観点から、対象設備の追加等を行う。

- 本措置は、赤字企業を含めた中小企業の前向きな投資を後押しするため、賃上げを行う企業を対象に、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の課税標準を軽減する措置。
- 賃上げ水準の要件見直しを行った上で、赤字や利益が少ない企業も含めた中小企業における研究開発投資を一層後押しし、収益力の向上を図る観点から、中小企業による研究開発に係る設備投資拡大に向けた所要の措置を拡充する。

現行制度

<全体のスキーム>

国
(基本方針の策定)

協議 ↑ ↓ 同意

市町村
(導入促進基本計画の策定)

申請 ↑ ↓ 認定

中小企業
(先端設備等導入計画の策定)

【適用期限：令和8年度末まで】

特例措置の対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業		
計画認定要件	3～5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること		
対象設備等	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件
	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備 (認定経営革新等支援機関が確認)
	②測定工具及び検査工具	30万円以上	
	③器具備品	30万円以上	
	④建物附属設備	60万円以上	
特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%） ・先端設備等導入計画中に1.5%以上の賃上げ表明※に関する記載あり → 3年間、課税標準を1／2に軽減 ・先端設備等導入計画中に3%以上の賃上げ表明※に関する記載あり → 5年間、課税標準を1／4に軽減 ※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの。		

中小企業事業再編投資損失準備金（中堅・中小グループ化税制）の延長等

（法人税・法人住民税・事業税）

- M&Aを実施した際、株式取得価額の最大100%を準備金として積立て、損金算入できる制度。①経営力向上計画の認定を受けた中小企業は株式取得価額の70%以下（据置期間5年間）を、②特別事業再編計画の認定を受けた中堅・中小企業は、M&A2回目に90%、3回目以降に100%を（据置期間10年間）、それぞれ積立て可能とする措置。
- M & Aを通じた事業再構築・事業再編による企業の成長・発展の実現に向け、本措置の適用期限を3年間延長するとともに、M&A実務の実態に即した手続きとなるよう、計画認定に係る所要の見直しを行う。

現行制度

【適用期限：令和8年度末まで】

【益金算入】

【損金算入】

5年間均等取崩

据置期間後に取り崩し

【初回のM&A※1】

①中小企業による
株式取得価額の
70%までを積立

②据置期間※5
（5年間）

【2回以上のM&A】

特定中堅企業者・中小企業者の複数回M&Aを後押し（拡充枠）※2,3,4

①積立率の上限拡大
（2回目90%・3回目以降100%）

②据置期間の大幅な長期化※5
（10年間）

※ 1：経営力強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けることが要件。具体的には、M&Aの基本合意後・最終合意前までに経営力向上計画（事業承継等事前調査の内容を記載して策定）の申請・主務大臣による認定を受ける必要がある。認定計画の内容に従って株式取得を実施した後、主務大臣に対して事業承継等を実施したこと及び事業承継事前調査の内容について報告し、確認書の交付を受けること。

※ 2：産業競争力強化法に基づく特別事業再編計画の認定を受けることが要件。具体的には、M&Aの基本合意後・最終合意前までに特別事業再編計画の申請・主務大臣による認定を受ける必要がある。特別事業再編計画は、企業者における新規取組を記載して策定すること。認定計画の内容に従って株式取得を実施した後、主務大臣に対してM&A等を実施したこと及び事前調査（デューデリジェンス）の内容について報告し、確認書の交付を受けること。

※ 3：拡充枠は過去5年以内にM&Aの実績が必要。

※ 4：中堅企業は2回目以降のM&Aから活用可能。

※ 5：簿外債務が発覚した等により、減損処理を行った場合や、取得した株式を売却した場合等には、準備金を取り崩す。

要望内容

- 適用期限を3年間延長する。
- 中小・中堅企業のM&A実務の実態に即した手続きとなるよう、計画認定に係る所要の見直しを行う。

交際費課税の特例の延長 (法人税・法人住民税・事業税)

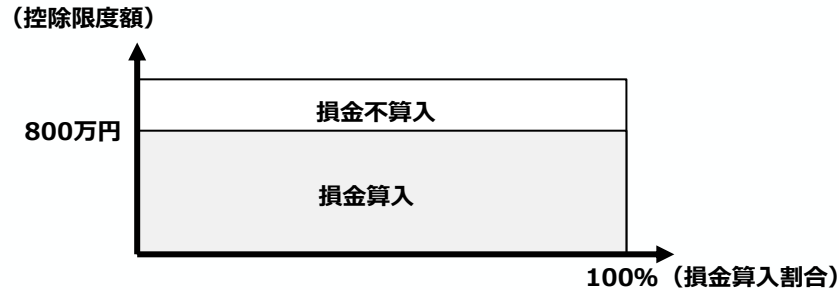
- 租税特別措置法上、**交際費等※**については、**損金不算入が原則**。1人あたり10,000円以下の飲食費は、「交際費等」から除外（損金算入可）。企業の活力の強化等を図る観点から特例措置（以下①、②）が設けられている。
- 販売促進手段が限られる中小法人にとって、**交際費等は事業活動に不可欠な経費で、当該措置は非常に重要**であり、**定額控除限度額（800万円）までの全額を損金算入可能とする特例措置の適用期限を延長する。**

※交際費等：交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に 対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの（1人あたり10,000円超の飲食費含む）

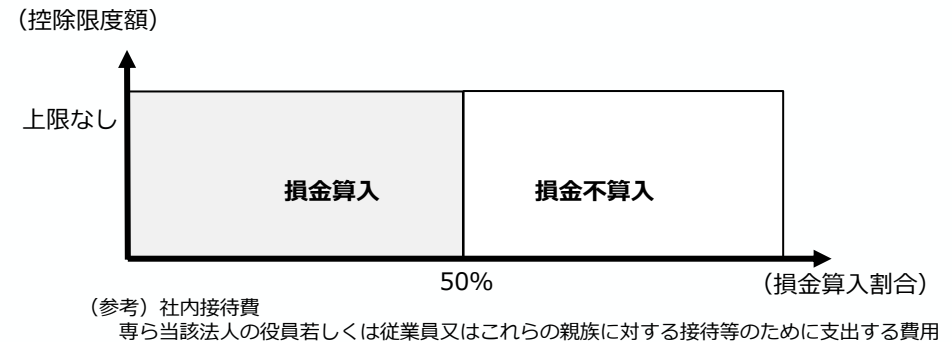
現行制度

【適用期限：令和8年度末まで】

① 交際費等を800万円までは全額損金算入できる特例措置 〔中小企業のみ〕



② 飲食費（社内接待費を除く）の50%を損金算入できる特例措置 〔中小企業・大企業（資本金の額等が100億円以下）〕



※中小法人については、上記特例措置①と交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金に算入することができる措置（②）との選択適用が可能。

要望内容

- 800万円まで全額損金算入を可能とする特例措置について、適用期限を延長する。（令和11年度末まで）

Ⅲ. GXの実現・エネルギーの安定供給に向けた基盤強化

電気・ガス供給業の収入金課税の見直し（事業税）

- 法人事業税は、通常、企業の所得（≒利益）などに応じて課税される一方、電気・ガス供給業には、収入金額（≒売上）に応じて課税される仕組みとなっている（収入金課税）。令和2年度に電気供給業、令和4年度にガス供給業において課税方式の一部見直しが行われたものの、収入金課税の仕組みは存続。
- 令和8年度与党税制改正大綱に基づき、小売全面自由化が進展し、経過措置料金規制が撤廃されるなど、自由化が一層進展するガス供給業及び電気供給業について、GXの実現に向けて、合成メタン等の生産・調達拡大やメタネーションの技術開発、脱炭素電源の整備などの脱炭素投資の促進が図れるように、一般の事業との課税の公平性を確保するため、法人事業税の課税方式を他の事業と同様の課税方式に変更することが必要。

見直し前の制度

現行制度

要望内容

法人事業税の課税方式を他の事業と同様の課税方式に変更する。

法人事業税 収入割 1.3%

【2020年度～】							
収入金課税の2割を見直し							
電力事業者 (発電・小売事業)	<table> <tr> <td>法人事業税 収入割 1.05%</td><td>付加価値割 0.37%</td></tr> <tr> <td></td><td>資本割 0.15%</td></tr> <tr> <td>8</td><td>2</td></tr> </table>	法人事業税 収入割 1.05%	付加価値割 0.37%		資本割 0.15%	8	2
法人事業税 収入割 1.05%	付加価値割 0.37%						
	資本割 0.15%						
8	2						

【2022年度～】							
収入金課税の4割を見直し							
大手ガス事業者等※1 (製造・小売事業)	<table> <tr> <td>法人事業税 収入割※2 0.78%</td><td>付加価値割 0.77%</td></tr> <tr> <td></td><td>資本割 0.32%</td></tr> <tr> <td>6</td><td>4</td></tr> </table>	法人事業税 収入割※2 0.78%	付加価値割 0.77%		資本割 0.32%	6	4
法人事業税 収入割※2 0.78%	付加価値割 0.77%						
	資本割 0.32%						
6	4						
※1 法的分離の対象となる3社の供給区域においてLNG基地を維持・運用するガス事業者（＝特定ガス供給業） なお、中堅・中小ガス事業者（製造・小売事業）は、一般の課税方式に見直し済							
※2 うち0.3%は特別法人事業税に係る税率							

一般の課税方式	
法人事業税 所得割※ 3.6%	付加価値割 1.2%
	資本割 0.5%
3.75	6.25
※うち2.6%は特別法人事業税に係る税率	

※いずれも資本金1億円超の法人の場合

令和8年度与党税制改正大綱 第三 検討事項（抜粋）

電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。

IV. 移り変わる国際課税制度への対応

外国子会社合算税制の見直し

拡充

(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)

要望内容

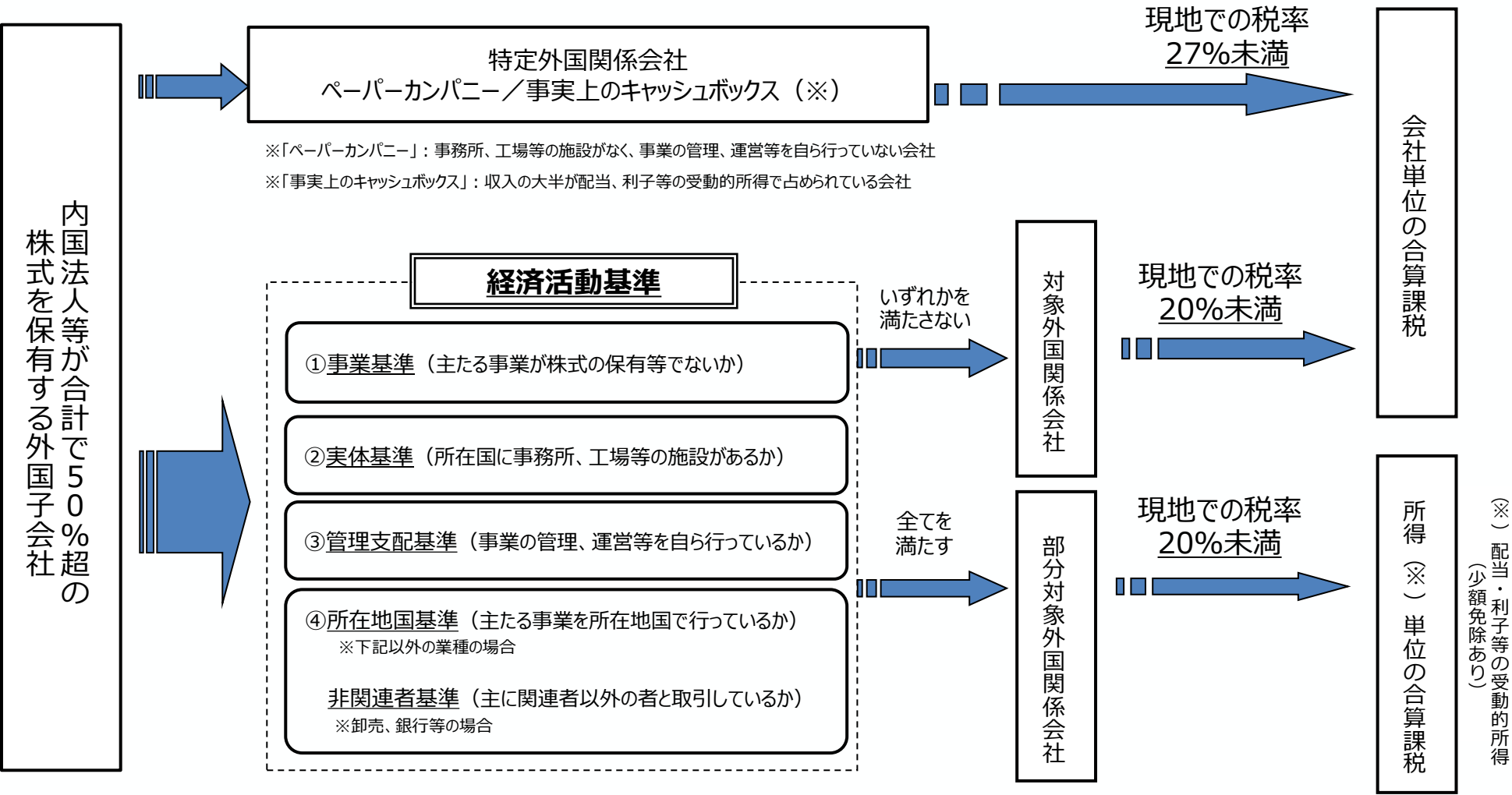
- 外国子会社を利用した租税回避の防止を目的とする**外国子会社合算税制（CFC税制）**について、
 - ① 租税回避と関係しない場合であっても、形式的に課税対象となるなど、海外展開を行う企業から**負担の軽減を求める要望が大きい**こと
 - ② 軽課税国に所在する子会社の所得を本邦で課税する点で類似するグローバル・ミニマム課税の導入等に伴い、**海外では対象の縮減等の見直し**が行われていること等を踏まえた見直しを引き続き行い、**企業の海外展開を後押し**する。

※CFC税制：外国子会社等を利用した租税回避（例：軽課税国に所在する子会社への有価証券、無形資産等の資産移転）を防止するため、活動実体に基づかない外国子会社の所得を日本の親会社等の所得として合算して課税する制度。

現状の課題（例）		見直しの方向性
①租税回避と関係しないケースでの課税	買収した外国子会社に買収前から生じていた所得や、実体のある事業活動の結果生じた預貯金の利子等の一部が合算課税の対象となるなど、租税回避と関係しないケースも課税対象。	課税範囲の見直し等
②ビジネス実態と基準の乖離	事業活動の有無を判定する経済活動基準等について、グループ戦略に沿って事業を行う外国子会社が独立した企業とみなされず合算課税の対象となったり、事業活動上必要な海外持株会社がペーパーカンパニーとして合算課税の対象となるなど、ビジネス実態と乖離。	経済活動基準の見直し等
③事務負担の増大	- グローバル・ミニマム課税の導入等により、海外展開を行う企業の事務負担が増大。海外では、企業の事務負担の軽減を目的にCFC税制の対象縮減等の見直しを実施。 - 本邦CFC税制では、課税対象とならないことの確認のために多くの情報等を外国子会社から取得する必要があり、事務負担が過大。	適用免除範囲(税率)の見直し、確認対象企業の絞り込み、両制度での計算共通化等

現行の外国子会社合算税制の概要

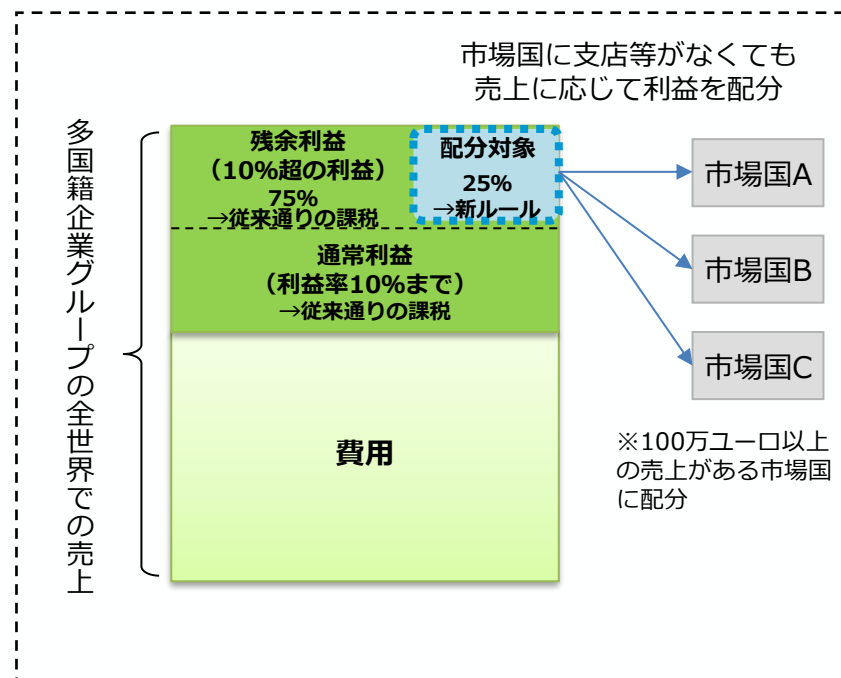
- 外国子会社合算税制（CFC税制）とは、外国子会社等を利用した租税回避（例：軽課税国に所在する子会社への有価証券、無形資産等の資産移転）を防止するため、活動実体に基づかない外国子会社の所得を日本の親会社等の所得として合算して課税する制度。



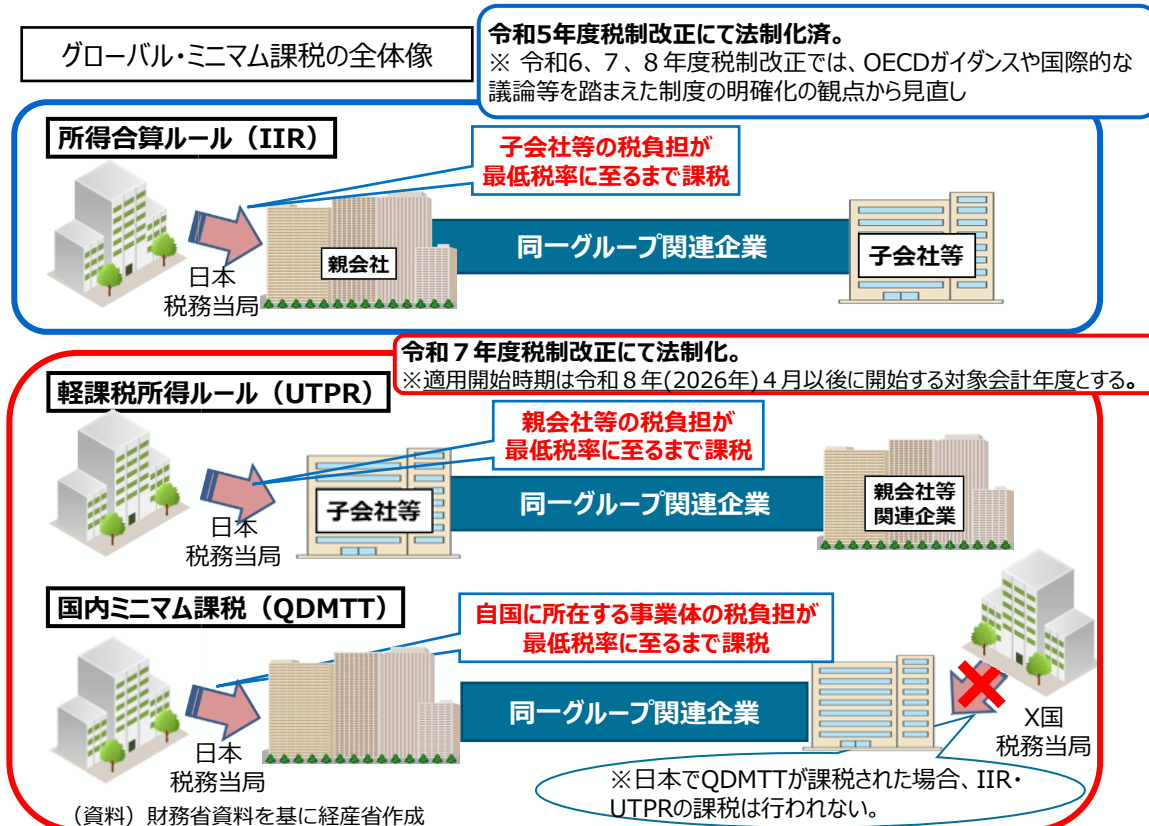
要望内容

- 市場国への新たな課税権の配分（第1の柱）に係る国内法制化が行われる際には、対象となる日本企業に過度な事務負担を課さないように配慮しつつ、課税のあり方等について検討を行う。
- 法人税引き下げ競争に歯止めをかけるとともに、企業間の公平な競争条件を確保することを目的とした**グローバル・ミニマム課税（第2の柱）**については、**企業の実務上顕在化した課題等を踏まえつつ、国際的な議論への参画・対応を行い、企業に過度な負担が生じないよう必要な見直しを検討する。**

市場国への新たな課税権の配分



グローバル・ミニマム課税の全体像



(参考) 国際課税ルールの見直しを巡る国際動向

- 2021年10月にOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」において、「2本の柱」の解決策（**①市場国への新たな課税権の配分等、②グローバル・ミニマム課税**）について、最終合意が実現。

※①市場国への新たな課税権の配分等は多数国間条約を締結。②グローバル・ミニマム課税は、各国国内法の改正によって実施。

- ①は、2023年10月に多数国間条約案が公表。早期署名を目指し、移転価格税制の適用に係る簡素化・合理化（利益B）の枠組みとパッケージで交渉。
- ②は、最終合意後、各国で国内法制化が進展。我が国では、令和5年度税制改正にて、所得合算ルール（IIR）の法制化。軽減課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）は令和7年度税制改正にて法制化。

①市場国への新たな課税権の配分等

市場国に支店等の物理的拠点を持たずとも、一定の売上がある場合は、市場国に課税権を配分する等

- ①全世界収入200億ユーロ（約3.2兆円*）超かつ利益率10%超※

※採掘産業、規制された金融サービス、防衛産業、国内事業中心の企業は除外

- ②残余利益（利益率10%を超える部分）のうち25%を、市場国に対し、収入に応じて定式的に配分
- ③英仏等の一部の国で導入済みの独自措置は廃止する方向 等

②グローバル・ミニマム課税

一定の規模以上の多国籍企業を対象に、各国ごとに最低税率（15%）以上の課税を確保する仕組み

- ①最低税率は15%
- ②課税対象となるのは、年間総収入金額が7.5億ユーロ（約1,200億円*）以上
※ 年間総収入金額が1,000億円以上の日本所在の多国籍企業（国別報告事項（CbCR）の提出対象）は927グループ（令和5年7月～令和6年6月実績（令和7年1月国税庁発表））
- ③対象所得から、有形資産簿価と支払給与の5%を除外（導入当初は経過措置あり） 等

V. 制度整備・改善

V. 制度整備・改善

- 取引相場のない株式の評価方式に関する見直し（相続税・贈与税）

取引相場のない株式の評価方式の見直しにあたっては、企業の成長や事業承継を阻害することがないように、慎重な検討が必要。見直しによる影響や事業者の懸念を踏まえ適切な措置となるよう検討する。

- 償却資産課税の見直し（固定資産税）

国際的に稀で、設備投資コストの上乗せとなる償却資産に係る固定資産税について、事業者の固定資産税の負担状況等を踏まえ、必要に応じて制度のあり方を見直す。

- 地方法人課税の見直し（法人住民税・事業税）

地方法人課税について、国・地方の法人税の改革において、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と其中での法人課税の位置づけを再検討することが必要とされたことを踏まえ、そのあり方を見直す。

- 事業所税のあり方の検討（事業所税）

事業所税は、人口30万人以上の市において課税されており、法人事業税の外形標準課税と課税標準が重複しているなど、過剰な負担となっていることから、そのあり方を抜本的に見直す。

- 印紙税のあり方の検討（印紙税）

近年の電子取引の増大等を踏まえ、印紙税の現代的意義を含め、そのあり方を抜本的に見直す。

- 申告・納税手続に関する制度及び運用に係る所要の整備

経済のデジタル化等を踏まえ、企業の事務負担軽減及び生産性向上に資するよう、申告・納税等に係る税務手続について、一層の電子化の推進も含め、利便性の高い制度及び運用とする。

V. 制度整備・改善

- 原料用途免税の本則化（揮発油税・地方揮発油税・石油石炭税）

原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化について、引き続き検討する。

- 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の拡充、国庫補助金等の総収入金額不算入の拡充（法人税・所得税）

圧縮記帳及び総収入金額不算入が認められるNEDO法等に基づく助成事業に、NEDOが実施する令和9年度新規事業等を追加する。（法人税法施行令第79条第1項及び所得税法施行令第89条第1項において圧縮記帳の適用対象として位置付ける。）

- 特許権等の譲渡等による所得の課税の特例（イノベーション拠点税制）の所要の見直し（法人税・法人住民税・事業税）

経過措置期間後における、令和7年4月1日より前に研究開発が完了している場合の自己創出比率の計算について、所要の見直しを講ずる。

- 租税条約ネットワークの拡充

日本企業による取引や投資の実態、要望等を踏まえ、我が国の経済の活性化や事業環境の整備に資するよう、租税条約ネットワークを迅速に拡充すべく、その内容や交渉相手国の選定について具体的に検討する。

- 小規模企業等に係る税制のあり方の検討（所得税・個人住民税）

働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

VI. 新設・延長・拡充

VI. 新設・延長・拡充

- 役員給与税制の見直し（法人税・法人住民税・事業税）

業績連動給与について、利益の状況を示す指標、株価の市場価格の状況を示す指標及び売上高の状況を示す指標に加え、中長期的な企業価値の向上に向けた経営戦略上の重要な指標として活用が進んでいるサステナビリティ関連指標について、算定指標として認める措置を講ずる。

- 技術研究組合の所得の計算の特例の延長（法人税）

技術研究組合が組合員からの賦課金をもって取得又は製作した試験研究用資産の圧縮記帳を行った場合に、減額した金額を損金に算入する措置について、適用期限を3年間延長する。

- 早期事業再生法の施行に伴う事業承継税制の拡充（相続税・贈与税）

早期事業再生法を利用する企業の円滑な事業承継のため、事業承継税制における相続税・贈与税の免除要件の見直しを行う。

- 産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置の延長等（登録免許税）

産業競争力強化法に基づく事業再編に係る登録免許税の軽減措置について、事業ポートフォリオの転換・強化を通じて、価値創造の拡大につなげるための措置を講じるとともに、適用期限を3年間延長する。

- 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の延長（登録免許税）

我が国における創業の活性化を図るため、特定創業支援等事業の支援を受けた個人が創業する際、株式会社等の設立に要する登録免許税の軽減措置について、適用期限を3年間延長する。

VI. 新設・延長・拡充

- グループ通算制度に係る投資簿価修正における算定方法の見直し（法人税・事業税・法人住民税）

企業による機動的な事業の選択と集中を促す観点から、グループ通算制度に係る投資簿価修正における算定方法を見直す。

- 2025年大阪・関西万博の閉幕後に係る対応に向けた所要の措置（固定資産税・都市計画税）

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に伴い講じられた固定資産税、都市計画税の特例措置について、閉幕後における対応に伴う所要の措置を講じる。

- （一社）日本卸電力取引所における同一法人内の自己約定取引に対する法人事業税に係る特例措置の延長等(事業税)

二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を確保するため、電気事業者が卸電力市場を介して同一法人内で電力取引を行う際に、一般社団法人日本卸電力取引所に支払う金額のうち、自己約定相当分を電気事業者の課税標準たる収入金額から控除する措置について、電気事業法の改正に伴う所要の措置を講じた上で適用期限を3年間延長する。

- 電力広域的運営推進機関が徴収する拠出金を控除する収入割の特例措置の延長（事業税）

二重課税を回避し、他の一般の事業との課税の公平性を確保するため、電力広域的運営推進機関が得る容量拠出金及び電源入札拠出金を課税標準たる収入金額から控除する措置について、適用期限を3年間延長する。

- 脱炭素成長型経済構造移行推進機構に係る税制上の所要の措置の拡充（印紙税）

G X 推進法に基づく認可法人である「脱炭素成長型経済構造移行推進機構（G X 推進機構）」について、非課税措置の対象となる業務の範囲の拡充を行う。

VI. 新設・延長・拡充

- ガス事業者の分社化に伴い外部化したグループ会社間取引等を控除する収入割の特例の延長（事業税）

分社化に伴い、グループ会社となったガス事業者間の取引に際して発生する料金のうち、ガスの安定供給の確保等のためにやむを得ず行わなければならないと経済産業大臣が承認した取引の金額について、ガス事業者の課税標準たる収入金額から控除する措置の適用期限を5年間延長する。

- 低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

低公害自動車の燃料供給インフラの整備を促進するため、水素充てん設備に係る固定資産税の軽減措置について、適用期限の延長（2年間）を図る。

- 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（軽油引取税）

国土強靱化等の観点から、事業者の経営基盤を安定させ、製品等の安定的な供給体制の構築・維持を果たすため、軽油引取税の課税免除措置について、適用期限の延長（3年間）を図る。

- 元売業者の要件に対する所要の措置（軽油引取税）

総務大臣が指定する元売業者の要件について、軽油の輸入事業者の足下の輸入状況を勘案し、見直しを行う。

- バイオディーゼル燃料の活用を促進するための製造等承認制度に係る所要の措置（軽油引取税）

バイオディーゼル燃料の活用促進に向けて、軽油引取税に係る地方税法上の製造等承認の要件について、所要の措置を講じる。

- 廃炉等積立金に係る収入割の特例措置の延長（事業税）

廃炉等積立金に係る収入割の特例措置について、適用期限を5年間延長する。

VII. 共同要望（他省庁主管）

VII. 共同要望（他省庁主管）

- 防衛産業の基盤強化のための諸施策に伴う税制上の措置

装備品等の国内生産基盤の強化、外国政府への装備移転の推進及び防衛イノベーションの促進等の諸施策の実施に伴い必要となる税制上の所要の措置を講ずる。

- 一元的なコンテンツ支援体制の整備に伴う税制上の所要の措置

コンテンツ関連の予算配分の全体最適化や予算執行の一元化、官民の叡智の結集に向けて一気通貫の新たな支援体制を構築することに伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

- 電子渡航認証システムの導入等に伴う外国人旅行者向け消費税免税制度の確認事務等の見直し（消費税・酒税）

電子渡航認証システム（JESTA）の導入により、一部短期滞在者の上陸許可証印が省略されること等を踏まえ、免税店の店舗等における免税販売の確認書類及び確認事務等について、所要の措置を講じる。

- 土地に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度の延長（固定資産税・都市計画税）

土地に係る固定資産税について、①現行の負担調整措置、②市町村等が一定の税負担の引下げを可能とする条例減額制度の適用期限の延長（３年間）を図る。

- 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）（所得税・個人住民税）

商品先物と上場株式等との損益通算を認める等、金融商品に対する個人からの投資環境を整備することで、市場機能を活性化することにより、我が国企業の成長を支える産業金融システムを強化する。

VII. 共同要望（他省庁主管）

- 銀行等の投資専門会社による中小企業への出資に関する特例措置

銀行・商工中金等の投資専門会社による出資に関して、当該出資先企業を「みなし大企業」から除外すること。

- 認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置の拡充及び延長（登録免許税）

「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、低炭素住宅の認定を受けた住宅等を新築又は取得した場合の登録免許税の軽減措置について、適用期限を2年間延長するとともに、床面積要件を緩和する。

- 沖縄振興関連税制の延長等（所得税・法人税・法人住民税・事業税・固定資産税・事業所税）

沖縄振興関連税制の延長等を図る。

- 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税）

沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置について、適用期限を3年間延長する。

- 沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置の延長（石油石炭税）

沖縄における電気事業が、地理的・地形的・需要規模の制約等の構造的不利性を有していることなどに配慮し、沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する天然ガス又は石炭に係る石油石炭税の免除について、適用期限を3年間延長する。

- 第1次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討

「第1次国土強靱化実施中期計画」及び「経済財政運営と改革の基本方針2026」を踏まえ、国土強靱化施策の財源確保方策を検討する。

VIII. 廃止・縮減

VIII. 廃止・縮減

- 認定特別事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減の見直し（登録免許税）

本特例措置の創設以降活用実績がなく、制度の性質上今後の活用も見込めないため、令和 8 年度をもって廃止する。

- 令和 2 年 7 月豪雨における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の廃止

令和 2 年 7 月豪雨における被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置については、適用期限の到来をもって廃止する。

- 2025 年大阪・関西万博の円滑な開催に向けた事業所税の特例措置の廃止

2025年大阪・関西万博の円滑な開催に向けた事業所税の特例措置については、適用期限の到来をもって廃止する。

本日の内容

1. 日本成長戦略について
2. 令和9年度税制改正に関する経済産業省要望のポイント
3. 令和9年度税制改正に関する経済産業省要望の概要
4. その他の関連論点

骨太の方針

P16-17 第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

2. 強い外交・安全保障の確立

（前略）米国は同盟国に対してより大きな役割を求めており、NATO諸国、韓国、豪州等は、中長期的に国防費を増額する目標（注）を掲げるなど、安全保障関連の取組を強化している。こうした中、我が国としては、第一に外交力を強化し、主体的に防衛力を強化するとともに、外交力、防衛力、経済力、技術力、情報力、人材力を有機的に連携させ、総合的な国力を強化していく必要がある。

（注）NATO諸国は2035年までに中核的国防支出を対GDP比3.5%とする目標（2029年に見直し予定）に合意し、韓国は可能な限り早期に国防費を対GDP比3.5%に、豪州は2033年度までに国防費を対GDP比3%に引き上げる旨を表明した。

（1）外交力・安全保障・情報力の強化

前述の認識の下、新たな「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」（以下「三文書」という。）の検討を加速し、5年以内に防衛力の変革を実現する。その際、我が国の独立と平和を守り抜く上で必要不可欠な経費を積み上げて「防衛力整備計画」を作成し、その実現に向けた財源の確保と併せて、国民に対して丁寧に説明する。（略）このような様々な取組を積み上げ、将来にわたり我が国を守り抜くための抑止力・対処力を総合的に強化し、我が国の安全保障に万全を期す。同時に、安全保障の礎である経済・金融・財政の基盤強化に不断に取り組む。本年中に改定する三文書を踏まえて編成される令和9年度予算については、同文書に係る議論を経て結論を得る必要があることから予算編成過程において検討し、必要な措置を講ずる。

(参考) 租特の適用実態調査の結果に関する報告書

・財務大臣は、提出された適用額明細書を集計することにより、**租特の適用実態を調査**し、毎会計年度において、以下の内容を含む**報告書を作成し国会に提出**する。

- 租特ごとの**適用者数及び適用総額/高額適用額（第1位から第10位まで）**
- 租特の適用を受けた納税者の分布状況その他の必要な事項

・令和8年度税制改正大綱において、「既に補助金等の交付先名が原則として公表されていることや、諸外国において租税の特別措置の適用企業名が公表される仕組みが整備されている例があることを踏まえ、**一層の透明化を図る観点から、適用企業名の公表について、早期に具体化を図る必要がある。企業の経営戦略に与える影響や国・企業双方の事務負担等にも配慮しつつ、具体化に向けた検討を行い、令和9年度税制改正において結論を得る。**」と記載されている。

R6年度措置別高額適用額（抜粋）

法人税関係 特 別 措 置		試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	
		※	
順 位	法人コード	適 用 額 （ 千 円 ）	
第 1 順位	W033070	118,964,244	
第 2 順位	F014674	30,367,100	
第 3 順位	V037194	30,261,830	
第 4 順位	Z030413	29,849,199	
第 5 順位	S062522	21,562,820	
第 6 順位	T004928	18,390,159	
第 7 順位	S013456	16,300,048	
第 8 順位	Q058896	13,325,520	
第 9 順位	D045037	12,130,859	
第 10 順位	R000806	12,014,849	
上位合計金額		303,166,633 千円	

※ 法人コード

法人ごとに、その名称に代えて、当該法人を識別することができないようにするために付された番号。同一年度の複数措置利用においては、同一の法人コードが記載される。年度毎に変更されるため、時系列データの把握はできない。